

# 堺市 PTA 協議会 学校園の働き方改革推進宣言

～教職員と子どもたちのウェルビーイング向上のために～

堺市教育委員会では、社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教員が子どもたちに必要な資質・能力を育み、子どもたちの可能性を引き出すために注力する時間を確保する目的で、平成 30 年 3 月に堺市教職員「働き方改革」プラン「SMILE（スマイル）」を策定しました。以降、学校閉庁日や定時退勤日を設定するなど、学校園の働き方改革に取り組んでいますが、更に令和 6 年 3 月に新たな取組指針を策定し、取組を一層推進しようとしています。

堺市 PTA 協議会は「チャレンジ！堺」～子どもたちの未来（あした）のために今できること～をスローガンに活動しています。学校園が働きやすく、魅力ある職場となり、教員がはつらつと、輝く笑顔で子どもたちと接し、これからも子どもたちにとって、憧れと親しみのある存在となるよう、働き方改革の推進に「教育委員会・学校園」と取り組んでいきたいと考えています。

現在、実施している堺市の学校園における「働き方改革」の取り組みの一部を紹介します。

## ○学校閉庁日の実施

夏季休業期間中の平日 5 日間程度、学校閉庁日を設定し、学校の業務を休止。  
（令和 5 年度は 8 月 10 日～17 日）

## ○準学校閉庁日の試行実施

令和 5 年度冬季休業期間中の平日 3 日間程度、準学校閉庁日を設定し、試行実施。

## ○定時退勤日の推進

毎週水曜日は定時退勤日として、勤務時間終了後、速やかに退勤する。

## ○自動音声による電話対応時間の設定

平日午後 6 時から翌日午前 8 時まで（原則）

※本市教職員の勤務時間は、通常、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時（学校園により異なる）までのため、上記時間帯以外であっても自動音声の場合がある。

更に取り組みを進めていくために、以下の点について保護者の皆様のご理解とご協力が必要です。

## ○勤務時間への配慮

教員の長時間勤務は深刻な状況です。特に中学校においては全体の 2 割の教員が過労死ラインの目安とされる、時間外勤務が月 80 時間を超えている状況です。

教員の長時間勤務の改善や休日の確保への理解が必要です。

- ・教職員の勤務時間は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。（学校園により異なる）
- ・土曜日及び日曜日は週休日としています。

## ○授業の質の向上

教員が自らの授業を磨き、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教員自身の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育を持続的に行うことができます。限られた時間の中で教員の専門性を活かし、質の高い授業を行うには、教材研究や授業準備を行う時間を確保することが必要です。

- 適切な教育課程の編成や子どもたちの負担を考慮した時程の見直しにより、子どもたちの下校時間がこれまでよりも早まることも考えられます。

## ○家庭教育の重要性

学校教育とは学校における教育のことを指していますが、それだけでは子どもたちの健全育成には不足です。家庭教育の重要性を私たち保護者は再認識する必要があります。

- スマホやオンラインゲームなどのトラブルは学校外で問題が発生していることが多く、事情の分からない教員に相談され解決を求めることは、教員にとって大きな負担です。
- 私たち保護者が自身の子どもたちと向き合い、家庭内でルールを子どもたちと一緒に作るなど、普段から身近な問題について子どもたちと話し合うようにしましょう。

## ○PTA 活動のあり方

休日や夜間の PTA 活動のあり方を見直すことが求められています。ICT を活用したオンライン会議や教員と保護者の休日を考慮したスケジュールの見直しなど、時代の変化と共に移り変わりながら、お互いの気持ちや立場を思いやり、支え合うことが重要です。保護者の都合で行事などを決めるのではなく、学校園との対話を大切にしていきましょう。

学校園の働き方改革は、子どもたちへの教育の質を上げるため、教員が教員でなければできない仕事に集中できる環境を整えることであり、私たちの子どもたちの未来につながる大切な事だと考えます。教職員、児童・生徒、そして保護者がお互いを思いやり、心が豊かになる取り組み、そうしたことが今、求められている学校園における働き方改革ではないでしょうか。

保護者の皆様におかれましては、各学校園における働き方改革を通じた、子どもたちの学びや育ちの充実に向けた取り組みについて、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。



令和6年4月26日  
堺市PTA協議会